

西之表都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における西之表市の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	3
① 榕城地域	
② 下西地域	
③ 西之表港周辺地域	
④ 雁田 ^{がんだ} 地域・天神地域	
⑤ 美浜地域	
⑥ 松原地域・上之原地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	4
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	9
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における西之表市の位置付け

西之表市は、面積約20,570ha、鹿児島市から約115kmの海上にある種子島の北部に位置している。

昭和33年に市制を施行し、以来、国・県の出先機関が集積し、熊毛地域における行政・経済・文化の中心として栄えており、本土に近い海の玄関口としての役割を果たしている。

その他、古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア・インド・西欧等と海の道で結ばれ、特に、天文12年（1543年）、種子島最南端の門倉崎に鉄砲が伝来し、翌年に島主「種子島時義公」が八板金兵衛に命じ国産第一号の火縄銃を完成させるなど、歴史的にも、交易の重要な役割を担ってきた。

2) 都市計画区域の位置付け

西之表都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、面積約1,000ha、西之表市の西側に位置し、鹿児島市を起点とし、沖縄県那覇市を終点とする国道58号や、本区域と種子島空港とを結ぶ県道野間十三番西之表線等の幹線道路が通っている。

本区域は、西之表市の中心的な役割を担う区域として位置付けられている。

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本市では、令和2年国勢調査において、人口総数14,708人となっており、平成12年時と比較し、78.0%、うち65歳以上の高齢者人口は5,601人、総数に対する割合は、38.1%であり、人口減少、超高齢社会が進行している。

また、産業では、令和3年西之表市総生産額は、第1次産業3,545百万円、第2次産業4,752百万円、第3次産業37,819百万円となっており、平成23年と比較すると第1次産業106.0%、第2次産業82.8%、第3次産業105.8%と第1次、第3次産業は微増しているものの、第2次産業は減少している。

近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本市における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、西之表港を中心として三方を丘陵に囲まれ、中心市街地を甲女川が流れるなど豊かな自然環境を有しており、海を基軸とした交流都市の海の玄関口として、また、本市及び熊毛地域の中心として重要な役割を担ってきた。

今後の都市づくりの課題としては、台風等の風雨による災害が多いことから、浸水被害等を軽減するための対策が必要である。また、本区域の人口は減少傾向にあり、産業は一部の指標で増加がみられるものの、停滞もしくは減少傾向にあり、地域の独自性を活かすまちづくりを進める必要がある。

このようなことから、熊毛地域の中心都市として、地域における都市的サービスの向上を図り、快適で西之表らしい個性あるまちづくりを目指し、以下を本区域の基本理念とする。

「海を基軸とした自然と文化が調和する交流拠点都市・西之表」

この基本理念を実現するため、次の5つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■西之表市の基層（骨格）となる自然・文化伝統を継承するまち

本市の基層となる自然環境の保全（コンパクトなまちづくりの実現に向けた用途地域外の自然環境の保全）を基本としつつ、観光産業をはじめ、賑わい・稼ぐを創出する自然資源・文化財の保全と活用を行い、経済、社会、環境が調和した持続可能な（SDGsを踏襲した）まちづくりを目指す。

■西之表市の持続可能性を実現するまち

コンパクトなまちづくりを誘導・実現するため、土地利用コントロールを行い、交通ネットワークを再構築し、限りある財源の中で、効率的・効果的な都市機能の集積・複合利用や都市施設の統廃合（見直しを含む）を行い、Society5.0等をはじめ、新たな技術の導入・活用による効率的（持続可能、高齢者が住みよい）な誰もが住みよさを感じるまちづくりを目指す。

■中心商店街を核に活力や賑わいが高まるまち

多様な機能やもの・ことが集まり、観光などとの連携による中心商店街の再生、回遊性の向上を図り、歩いて楽しいまちづくりを目指す。

■安心して住み続けられるまち

災害に強く、安心して住み続けることができ、ユニバーサルデザインに配慮したみんなにやさしいまちづくり、子どもが安心・安全・快適に育つまちづくりを目指す。

■様々な主体がつながり・協力しあうまち

官民連携手法の導入や、市民や事業者などの主体的な取組への支援を行い、市民・地域コミュニティ・行政との協働によるまちづくりを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 榕城地域

榕城地域の商業・業務地については、公共交通機能との連携及び商業環境整備などを進め、本市の中心市街地として、商業・業務機能や行政・教育施設等の集積を図る本区域の中心拠点として位置付ける。

② 下西地域

下西地域の国道58号沿いは商業施設、宿泊施設、広域行政の施設などが集積する副中心拠点と位置付ける。

住宅地については、生活利便性を確保するため、日常生活に必要な商業施設やサービス機能などの立地を許容した形成を図る。

工業地については、西之表港に関連する工場立地や漁業に関連する施設の誘導を図る。

③ 西之表港周辺地域

西之表港中央地区は、鹿児島市、指宿市、屋久島等を連絡する海の玄関口であり、交通結節機能や賑わい、交流機能の充実により来訪者と市民が最初に触れ合う観光・交流拠点と位置付ける。

洲之崎地区は、物流・生産に関する機能を集約する流通・業務核として位置付けるとともに、大規模地震発生時の緊急物資輸送拠点として、良好な流通業務地の形成を図る。

あまどまり

湊泊地区は、既存の漁港機能の維持を図る。

④ がんだ 雁田地域・天神地域

雁田地域・天神地域は工場やプラント等が立地する工業地であり、本市の生産機能を高めるため、生産環境の整備・充実を図る。

⑤ 美浜地域

美浜地域は美浜公園、はりはま花里浜公園や海岸に近接して公営住宅を中心とした良好な住環境が整備されており、今後もその保全に努める。

⑥ 松原地域・上之原地域

松原地域は東シナ海に面するなだらかな樹林地となっていることから、水と緑を活かした様々な交流・レクリエーション活動の拠点と位置付ける。

周辺の自然環境、土地利用を考慮し、誰でも楽しめるレクリエーション施設や展望施設等の環境整備を図る。

上之原地域は、市街地を取り囲む良好な樹林地ゾーンや優良な農業ゾーンとして位置付ける。樹林地ゾーンは、良好な自然的環境の保全に努める。農業ゾーンは食料の安定供給を可能にし、田園風景を維持するために、適切な保全に努める。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向であり、今後も減少すると予測される。

また、近年の市街化動向からも、将来的な土地需要は現行市街地内で収容が可能であると判断される。

さらに、良好な農地や樹林地等の自然的環境については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の土地利用規制等により、十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し、低未利用地等が増加する中、土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

榕城地域は中心拠点として、生活サービス・観光産業等、多様な都市機能の集積を図る。

下西地域は副中心拠点として、国道58号の周辺を中心に商業・業務機能の維持を図る。

b 流通業務地

西之表港周辺の流通業務地については、広域的な物流拠点並びに災害時の緊急物資輸送拠点として、耐震強化岸壁並びにターミナル等の基盤整備を進め、港湾及び物流業務機能の集約を推進する。

洲之崎地区・湟泊地区の流通業務地については、住宅環境へ配慮しつつ産環境の整備を図る。

c 工業地

雁田地域、天神地域の工業地については、本区域の生産機能を高めていくために、周辺の居住環境を考慮しながら工業生産環境の保全を図る。

また、洲之崎・湟泊地区の工業地は、周辺の居住環境を保全しつつ、工場立地や漁港に関連する施設を誘導し、生産環境整備を図る。

d 住宅地

美浜地域から下西地域に至る住宅地については、日常生活に必要な商業施設を許容しつつ、良好な居住環境の維持・形成が図られた住宅地として配置する。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

中心拠点においては、低未利用地や空き家・空店舗などを利用した集客交流施設の整備による来訪者へのサービス機能の充実を図り、魅力的で賑わいのある拠点の形成を進める。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住宅地については、良好な住環境を保全・誘導するため、用途の純化を基本としつつ、地域特性に応じて、必要な施設の立地誘導を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

美浜地域から下西地域は、各地域に応じた土地の高度利用、複合利用を進め、生活利便性の高い住宅地の形成を図る。

生活利便性の維持・向上や既存ストックの有効活用をはじめとした行政コスト削減など持続可能なまちづくりを進めていくため、用途地域及び居住誘導区域の良好な住環境整備を図る。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

上之原地域から南東部の下西地域にかけて広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

上之原地域は市街地を取り囲む良好な樹林地が形成していることから、適切な保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

下西地域の副中心拠点については、広域行政の施設、関連業務施設及び商業施設の商業・業務地としての機能を維持し、計画的な新市街地の形成を図る。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、鹿児島市や指宿市、屋久島を結ぶ航路による地域間連絡及び中種子町、南種子町方面を結ぶ交通の要衝にある。

本区域の主要幹線道路は、南北方向の1本の国道と、東西方向の2本の県道から構成されている。また、都市幹線道路は、1本の県道及び5本の市道から構成されている。

このうち、一部の幹線道路が未整備となっていることから、社会環境の変化を踏まえながら、効率的な道路網の整備・見直しを検討する。さらに、高齢化の進展とともに、交通弱者の移動手段が少ないことから公的交通機関の機能の向上や、安全な歩行者空間の確保及びすべての人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが必要である。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 高齢者や来訪者をはじめ、誰もが移動しやすい交通環境の確保と持続可能なまちづくりに向けて、地域公共交通体系の構築を図る。
- 都市間、拠点間の連携をはじめ、生活利便性の確保及び都市の安全性を高めるため、道路ネットワークの形成を図る。
- 人や多くの機能が集まる拠点周辺では、人にやさしく、歩いて楽しい市街地環境の創出に向けて、歩行者ネットワーク構築や回遊・滞留性の高い都市空間の創出を行う。
- 都市経営の観点にたった持続可能なまちづくりに向けて、限りある財源を前提とした都市施設の整備・維持管理の推進や、土地利用と連携した効率的な交通体系の構築を図る。
- 種子島地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、快適な交通環境を構築することで、生活の利便性や歩行者の安全の確保を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

都市間の交流・連携の強化を図るため、都市計画道路3・6・3号本通線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・5・6号中央線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

併せて、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

イ 駐車場

自動車交通量の増大，商業機能の拡充に併せて，官民一体となって駐車場の配置を検討する。

ｃ 主要な施設の整備目標

おおむね１０年以内に整備を予定する主要な施設はないが，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

ａ 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域において，県の生活排水処理構想に基づき，合併処理浄化槽等の設置を進め，公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また，整備された生活排水処理施設は，「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え，河川の整備に限らず，あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに，良好な都市環境と都市景観の形成のため，まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

１) 下水道

本区域では，都市下水路の整備に向けた取組を進めている。今後，都市内の適切な雨水排除を目指し，整備を進める。

２) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について，被害軽減のための総合的な対策を図るとともに，豊かな水辺環境の創出に努める。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

都市下水路は榕城地域，下西地域に配置されており，今後の市街地の状況を鑑み，必要に応じて排水区域等の見直しについて検討を行うものとする。

イ 河川

本区域には，二級河川である甲女川がある。

甲女川については，治水上の安全性を確保するため，計画的な治水対策を進める。その他の河川については，都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
都市下水路	西町下水路（西町）
河川	二級河川 甲女川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

都市機能の向上と共に、社会生活の質的向上，良好な生活環境の保持を図るため，一般廃棄物の適正な処理を行う施設の整備，維持補修に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設については，西之表市及び中種子町の1市1町で構成される種子島地区広域事務組合による種子島清掃センターが下西地域に配置されており，今後も広域的な取り組み体制の中で，ごみの分別収集や運搬体制の合理化を進めるとともに，ごみ処理施設等の機能強化を図る。

イ し尿処理場

し尿処理場については，伊闕地域（区域外）に配置されており，今後とも適正な維持管理を図る。

ウ 火葬場

火葬場については，上之原地域に配置されており，今後とも適正な維持管理を図る。

エ 卸売市場

卸売市場については，天神地域に配置されており，今後とも適正な維持管理を図る。

c 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが，必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

現時点では新たな市街地開発事業等の検討を行っていないが，今後の市街地の状況を鑑み，必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、東シナ海に面し、三方が丘陵や農地に囲まれており、南東方向から西之表港に流下する甲女川の自然環境に恵まれていることから、西之表港、甲女川、市街地を囲む丘陵部や緑地の良好な自然的環境の保全に努める。

また、余暇時間の増加や生活水準の質的向上等により多様化の傾向にある観光・レクリエーションへの需要に対応しつつ、交流拡大により地域活性化を図るため、公園緑地を適正に配置し、自然資源の有効活用やユニバーサルデザインを考慮した様々な世代が楽しめるレクリエーション施設の整備を図り、良好な環境の創出に努める。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地 域 名 等	概 要
市街地周辺部	斜面緑地等は、良好な居住環境にとって重要な景観機能を有していることからその保全に努める。特に、上之原地域の傾斜地の樹林は、市街地の外縁部の緑地として適切な保全に努める。
榕城地域・下西地域	良好な寺社の緑、傾斜地の緑、屋敷内の緑等の保全に努める。
甲女川沿岸	甲女川沿いの緑地は、その保全に努める。

b レクリエーション系統の配置

地 域 名 等	概 要
区域全体	少子高齢社会のレクリエーションへの需要に対応するため、公園緑地等を種別に応じて適切に配置することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
榕城地域・下西地域	総合公園、近隣公園、街区公園等のほか、体育館等のスポーツ・レクリエーション系施設が整備されている。老朽化が進んでいる施設については改修を図りつつ、既存の緑地の整備を図る。

c 防災系統の配置

地 域 名 等	概 要
区域全体	河川などの避難を妨げる遮断要素によって分断されない避難圏域を設定し、防災対策の一環として、避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
榕城地域・下西地域	榕城地域・下西地域の土砂災害特別警戒区域等では、市街化の抑制に努め、災害の未然防止に努める。また、保安林に指定されている林地は公益的機能を有する緑地であることから、保全して機能の維持に努める。

d 景観構成系統

地域名等	概 要
区域全体	本区域の風土に溶け込んだ快適な生活環境を確保し，都市として美しい景観形成を目指す。このため市街地を囲む斜面緑地，海岸沿いの緑等を保全するとともに，市街地内の斜面緑地，生垣等の緑地の保全・修復を図る。また，地域特性である「馬毛島に夕日の沈む景観」は貴重であり，眺望できる緑地整備を図る。
榕城地域・下西地域	榕城地域・下西地域においては，良好な景観形成を図る。特に，南国情緒の感じられる街路樹や花木等を活用した整備を図る。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市公園やその他の緑地は，都市公園事業等を活用し，維持・整備を図る。

緑の景観を形成する市街地近傍の山林や斜面緑地等は，必要に応じて風致地区，緑地保全地域等の制度を活用しながら緑地の保全に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

a おおむね１０年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

おおむね１０年以内に整備を予定する主要な公園等の公共空地はないが，必要に応じて整備の検討を行うものとする。

b おおむね１０年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区

おおむね１０年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて指定の検討をする。